

## 会費納入規程

平成 2 年 11 月 8 日	制定
平成 8 年 1 月 13 日	改定
平成 11 年 5 月 30 日	改定
平成 17 年 3 月 26 日	改定
平成 19 年 3 月 31 日	改定
平成 19 年 12 月 22 日	改定
平成 22 年 3 月 27 日	改定
平成 22 年 12 月 25 日	改定
平成 30 年 12 月 1 日	改定
令和 4 年 3 月 26 日	改定
令和 5 年 3 月 25 日	改定

- 第 1 条 会費の納入は、定款 6 条に基づき、この規程に従う。
- 第 2 条 正会員の会費は、年額 7,000 円とする。会費納入は (公社)日本診療放射線技師会会費納入規程に定める会費とあわせて納付する。
- 2 新入会員の初年度会費は、年額 7,000 円とする。ただし、入会金は無しとする。会費納入は(公社)日本診療放射線技師会会費納入規程に定める会費とあわせて納付する。
- 3 名誉会員は、本会会費を免除する。
- 4 賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。
- 第 3 条 会費は、当該年度の当初に納入し、その納入期限は、当初年度 9 月 30 日とする。
- 第 4 条 終身会員取得者の免除  
(公社)日本診療放射線技師会の 50 年勤続表彰受賞者は、本会の終身会員となり翌年以降の会費免除とする。
- 第 5 条 その他の会費免除  
会員は長期療養・出産・育児・介護・海外勤務等、やむを得ない場合には申請により会費免除の取り扱いを受けることができる。
- 第 6 条 本規定第 5 条に基づき会費の免除を受けようとするものは、会費免除申請書に事情の把握できる証明書を添え、申請するものとする。
- 第 7 条 免除期間は理事会において免除が承認された年度の翌年度から 1 年度単位とし、2 年をこえないものとする。
- 第 8 条 この規定の改廃は、第 2 条第 1 項、第 2 項は総会で、その他については理事

会の議決による。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 1 月 13 日に改定し、適用は平成 8 年 4 月 1 日とする。
- 2 平成 11 年 5 月 30 日に改定した規程の適用は平成 12 年 4 月 1 日とする。
- 3 平成 17 年 3 月 26 日に改定した規程は平成 16 年 5 月 21 日にさかのぼり適用する。
- 4 平成 19 年 3 月 31 日に改定した規程の適用は平成 19 年 10 月 1 日とする。
- 5 平成 19 年 12 月 22 日に改定した規程の適用は平成 20 年 2 月 1 日とする。
- 6 平成 22 年 3 月 27 日に改定した規程の適用は、新定款が登記した時点とする。
- 7 平成 22 年 12 月 25 日に改定した規程の適用は平成 23 年 2 月 1 日とする。
- 8 平成 30 年 12 月 1 日に改定した規程の適用は平成 31 年 4 月 1 日とする。ただし、第 5 条 2 項に規程する申請は平成 34 年度末までの猶予をもって終了する。
- 9 令和 4 年 3 月 26 日に改定した規定の適応は令和 4 年 4 月 1 日とする。
- 10 令和 5 年 3 月 25 日に改定した規定の適応は令和 5 年 4 月 1 日とする。